

厚生委員会情報連絡

令和 7 年 4 月 1 5 日

情報連絡事項

頁

- | | | |
|---|---|---|
| 1 | 「第 2 9 回こころの健康フェスティバル」の実施結果について・・・・・・・・・・ | 2 |
| 2 | 「元気な職場づくり応援事業（健康経営）」の支援事業所決定について・・・・・・ | 4 |
| 3 | 麻しん及び風しんの定期の予防接種期間の延長について・・・・・・・・・・ | 7 |

【参考】《子ども・子育て支援対策調査特別委員会報告事項》

※ 資料は、子ども・子育て支援対策調査特別委員会（衛生部）の報告資料にあり

- | | |
|---|---|
| 1 | 第 2 期第 1 回（令和 6 年度）「子どもの健康・生活実態調査」の実施結果
（概要）について |
| 2 | 令和 7 年度の産後ケア事業における新規・拡充について |

（衛 生 部）

厚生委員会情報連絡一覧表

件 名	内 容	日時及び場所	P R の方法
1 「第29回こころの健康フェスティバル」の実施結果について 所管課 【中央本町地域・保健総合支援課】	区民のこころの健康の保持増進と精神障がい者の社会参加の促進を図るため、「こころの健康フェスティバル」を以下のとおり開催した。令和6年度はコロナ禍前の規模で実施した。 1 主催 こころの健康フェスティバル実行委員会 足立区 2 来場者数 約2,500人 (第28回:1,500人) *第28回は会場を一部制限したが、第29回はコロナ禍前の開催と同様としたため、来場者増となった。 3 主な催物 (1) ウェルカムコンサート (第十四中学校吹奏楽部) (2) 開会式 (3) 講演会 「こころの健康を支えるくすりの話～精神科の薬との上手な付き合い方～」 北里大学医学部精神科学主任教授 稲田健氏 (4) 民生・児童委員によるバザー (5) 障がい者団体による模擬店、自主製品販売、相談コーナー、ゲームコーナー (6) 音楽ユニットによるコンサート 4 講演動画配信 3月21日から4月末日まで、動画deあだちにて配信	令和7年 3月1日(土) 午前10時～ 午後3時 足立区役所 1階(区民ロビー・正面広場) 2階(庁舎ホール) 中央本町一丁目 17番1号	ポスター掲示 チラシ配布 (関係機関及び関係団体、区民事務所、地域学習センター、駅等) 区広報紙 (2月10日号) 区ホームページ 庁舎前懸垂幕等

件 名	内 容	日時及び場所	P R の方法
	5 来場者の感想 (1) 初めて精神科の薬について講演を聞いたが、効果や必要性、副作用等、分かりやすくとても良かった。ストレスの多い時代なのでとても参考になった。 (2) ウェルカムコンサートでの第十四中学校の演奏がとても力強く、素晴らしかった。 (3) バザーで良いものを買えた。精神障がい者の模擬店も生き生きとしていて良かった。 6 参加団体 家族会、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、地域活動支援センター、グループホーム、医療機関ボランティア団体等 49 団体 7 後援 足立区社会福祉協議会、足立区民生・児童委員協議会、足立区町会・自治会連合会、東京法務局東京人権擁護委員協議会（足立地区人権擁護委員会）足立区医師会、東京都足立区歯科医師会、足立区学校歯科医会、足立区立小学校長会、足立区立中学校長会、足立区立小学校 PTA 連合会、足立区立中学校 PTA 連合会、東京都足立精神保健福祉センター、計 12 団体 8 今後の方針 次回は、第 30 回の節目の回であるため、さらに来場者の増加に繋がるプログラムを実行委員会で検討し、実施していく。		

厚生委員会情報連絡

令和7年4月15日

件名	「元気な職場づくり応援事業（健康経営）」の支援事業所決定について																								
所管部課名	衛生部こころとからだの健康づくり課																								
内容	「元気な職場づくり応援事業（健康経営）」について、新たな支援事業所が決定したので、連絡する。																								
	【元気な職場づくり応援事業とは】 従業員の健康づくりに主体的に取り組む意欲のある足立区内中小事業所を区が選定し、同事業所が抱える健康課題の改善に向けて、区保健師や管理栄養士等が身体面及び精神面の支援を行う事業。																								
	<table><tr><th>年度</th><th>内容</th></tr><tr><td>令和元</td><td>1事業所でモデル事業として実施</td></tr><tr><td>令和2</td><td>4事業所を加えて実施 [支援期間は令和4年度末まで]</td></tr><tr><td>令和3</td><td>新型コロナウイルス感染拡大防止のため新規募集を中止</td></tr><tr><td>令和4</td><td>新規5事業所を選定 [支援期間は最大で令和7年度末まで]</td></tr><tr><td>令和5</td><td>新規3事業所を選定 [支援期間は最大で令和8年度末まで]</td></tr><tr><td>令和6</td><td>新規3事業所を選定 [支援期間は最大で令和9年度末まで]</td></tr></table>	年度	内容	令和元	1事業所でモデル事業として実施	令和2	4事業所を加えて実施 [支援期間は令和4年度末まで]	令和3	新型コロナウイルス感染拡大防止のため新規募集を中止	令和4	新規5事業所を選定 [支援期間は最大で令和7年度末まで]	令和5	新規3事業所を選定 [支援期間は最大で令和8年度末まで]	令和6	新規3事業所を選定 [支援期間は最大で令和9年度末まで]										
	年度	内容																							
	令和元	1事業所でモデル事業として実施																							
令和2	4事業所を加えて実施 [支援期間は令和4年度末まで]																								
令和3	新型コロナウイルス感染拡大防止のため新規募集を中止																								
令和4	新規5事業所を選定 [支援期間は最大で令和7年度末まで]																								
令和5	新規3事業所を選定 [支援期間は最大で令和8年度末まで]																								
令和6	新規3事業所を選定 [支援期間は最大で令和9年度末まで]																								
※ 現在、累計16事業所																									
1 選定結果																									
(1) 応募事業所数	3事業所																								
(2) 選定事業所数	3事業所																								
(3) 選定事業所及び担当保健センター等																									
	<table><tr><th>No.</th><th>事業所名</th><th>所在地</th><th>業種</th><th>従業員数</th><th>担当保健センター</th></tr><tr><td>1</td><td>株式会社トミテック</td><td>六町4丁目</td><td>製造業</td><td>19名</td><td>東 部</td></tr><tr><td>2</td><td>株式会社ルミネ北千住店</td><td>千住旭町</td><td>不動産賃貸業</td><td>49名</td><td>千 住</td></tr><tr><td>3</td><td>希望の苑</td><td>竹の塚7丁目</td><td>障がい福祉サービス業</td><td>66名</td><td>竹の塚</td></tr></table>	No.	事業所名	所在地	業種	従業員数	担当保健センター	1	株式会社トミテック	六町4丁目	製造業	19名	東 部	2	株式会社ルミネ北千住店	千住旭町	不動産賃貸業	49名	千 住	3	希望の苑	竹の塚7丁目	障がい福祉サービス業	66名	竹の塚
No.	事業所名	所在地	業種	従業員数	担当保健センター																				
1	株式会社トミテック	六町4丁目	製造業	19名	東 部																				
2	株式会社ルミネ北千住店	千住旭町	不動産賃貸業	49名	千 住																				
3	希望の苑	竹の塚7丁目	障がい福祉サービス業	66名	竹の塚																				
	※ 申込順																								

(4) 選定内容

ア 書類審査日

令和7年3月18日(火)

イ 選定委員

区職員7名

ウ 審査項目

(ア) 健康経営の実現可能性が高いか。

(イ) 協働及び協創の取り組みが期待できるか。

(ウ) 事業実施後、区内他事業所への波及効果が期待できるか。

エ 主な意見

(ア) 施設の管理運営者である事業者などでは、ホームページ等での情報発信力があり、区内他事業所等への波及効果が期待できる。

(イ) 事業主が健康経営講演会に参加していたり、健康課題が明確な事業所もあり、健康経営の実現可能性が高い。

2 支援期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

※ 2回まで支援延長可能(最大で令和9年度まで支援可能)

3 「元気な職場づくり応援事業」選定認定証交付式

(1) 実施日

7月下旬で調整予定

(2) 内容

今回新たに選定された3事業所への認定証の交付

4 今後の予定及び方針

(1) 新規支援3事業所

担当の各保健センター等が、事業主等と定期的な面談を行いながら、健康課題の改善に向けて従業員の身体面・精神面の支援を行っていく。

(2) 支援継続8事業所

毎年実施している「健康と仕事に関するアンケート」の調査結果や健診結果データ等を活用しながら、各事業所が主体的に健康経営に取り組めるよう支援を行っていく。令和5年度から支援中の5事業所については、支援最終年度となるため、これまでの取組や成果を秋頃に報告する。

(3) これまでの成功事例

支援事業所や支援満了事業所の取り組みのうち、多くの事業所でも取り組めるような良い事例を区ホームページや健康経営講演会等で紹介し、健康経営に主体的に取り組む区内中小事業所の拡大に努めていく。

【主な成功事例】

業種	内容
運送業	定期健康診断結果での肥満者の割合が5ポイント低下
建設業	健康優良企業(銀の認定)※の認定取得
製造業	定期的なストレッチ（1日2回）実施習慣の定着

※ 健康優良企業（銀の認定）とは、健康保険組合連合会東京連合会が都内健康保険組合加入事業所の健康経営の取組資料を基に審査し認定する制度で、銀の認定では職場の健康づくりに取り組む環境を整えることを目的としている。

厚生委員会情報連絡

令和7年4月15日

件 名	麻しん及び風しんの定期の予防接種期間の延長について													
所管部課名	衛生部保健予防課													
内 容	令和7年3月11日付の国からの事務連絡により、麻しん及び風しんの定期予防接種に係る対応方針が示された。 1 概要 (1) 予防接種の現状 ア 麻しん及び風しんの定期予防接種に使用されているワクチンの供給元3社のうちの1社である武田薬品工業株式会社のワクチンが力価低下により出荷停止の状況である。 イ 一部の自治体や医療機関においてワクチンの供給が行き届いていない旨の報告を国が受けている。 (2) 国の対応策 ア ワクチンの偏在等により<u>対象期間内に接種を受けられないと見込まれる者については、期間を超えた場合であっても接種を可能とする。</u> イ 対象となる者の<u>接種可能期間は、令和7年4月1日から令和9年3月31日までの2年間とする。</u> 2 対象者 <table border="1"> <thead> <tr> <th>予防接種</th><th>接種回数</th><th>対象者</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>麻しん風しん混合1期</td><td>1回</td><td>令和6年度内に生後24月に達する、又は達した者であって、ワクチンの偏在等により接種ができなかったと市町村長が認めるもの</td></tr> <tr> <td>麻しん風しん混合2期</td><td>1回</td><td>令和6年度に5歳以上7歳未満の小学校入学前の1年間にあたる者であって、ワクチンの偏在等により接種ができなかったと市町村長が認めるもの</td></tr> <tr> <td>風しん5期</td><td>1回</td><td>昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性で、<u>令和6年度末までに抗体検査を実施した結果、風しんの抗体が不十分であって、ワクチンの偏在等により接種ができなかったと市町村長が認めるもの</u></td></tr> </tbody> </table> 3 今後の対応 あだち広報、区ホームページ、勸奨ハガキ等で周知する他、足立区医師会へ情報提供を行う。		予防接種	接種回数	対象者	麻しん風しん混合1期	1回	令和6年度内に生後24月に達する、又は達した者であって、ワクチンの偏在等により接種ができなかったと市町村長が認めるもの	麻しん風しん混合2期	1回	令和6年度に5歳以上7歳未満の小学校入学前の1年間にあたる者であって、ワクチンの偏在等により接種ができなかったと市町村長が認めるもの	風しん5期	1回	昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性で、 <u>令和6年度末までに抗体検査を実施した結果、風しんの抗体が不十分であって、ワクチンの偏在等により接種ができなかったと市町村長が認めるもの</u>
予防接種	接種回数	対象者												
麻しん風しん混合1期	1回	令和6年度内に生後24月に達する、又は達した者であって、ワクチンの偏在等により接種ができなかったと市町村長が認めるもの												
麻しん風しん混合2期	1回	令和6年度に5歳以上7歳未満の小学校入学前の1年間にあたる者であって、ワクチンの偏在等により接種ができなかったと市町村長が認めるもの												
風しん5期	1回	昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性で、 <u>令和6年度末までに抗体検査を実施した結果、風しんの抗体が不十分であって、ワクチンの偏在等により接種ができなかったと市町村長が認めるもの</u>												